

吉川市都市計画マスタープラン改定方針

1 都市計画マスタープランの意義と役割

都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）は、市民に最も近い立場にある市が、市民の意見を反映させながら、長期的なまちづくりの将来ビジョンを確立し、市全体と地域別の将来像と整備方針等を定めるなど、市が主体的に定める都市計画に関する基本的な方針です。

そのため、マスタープランは、当市が目標とするまちの将来像を示し、市民とまちの将来像やまちづくりの目標などを共有するための大切なプランであり、市が定める都市計画のよりどころとなるものです。

2 改定の目的

平成12年に、概ね20年の計画期間として策定したマスタープランは、令和3年度に目標年次を迎えます。また、第5次吉川市総合振興計画においても令和3年度に目標年次を迎えます。

このような中、全国的な人口減少、少子高齢化が進行し、人口増を前提としたまちづくりから、持続可能な安定・成熟したまちづくりが求められています。

また、コンパクトなまちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成、空き家・空き地の増加による都市のスポンジ化対策、地球規模の環境問題への対応、激甚化している自然災害への対策など、多様かつ複合的な社会的課題に対応していく必要もあり、現行のマスタープランの策定当時とは、社会経済情勢等が大きく変化しています。

さらに、2015年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」においては、2030年を年限としており、その目標達成に向けて、市の果たすべき役割は重要となっています。

これらのことから、「第6次吉川市総合振興計画」と埼玉県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の上位計画に即するとともに、社会経済情勢の変化やSDGs（持続可能な開発目標）の推進等に対応し、市民等の幸福実感の向上を目指すため、次の「改定の主な視点」を踏まえて、マスタープランを改定するものです。

3 改定の主な視点

改定にあたっては、前述の「改定の目的」を踏まえるとともに特に重要な視点として次に示す項目を踏まえて改定を進めます。

また、市民意向調査や地域ヒアリング、市民説明会など、市民参画のもと改定を進めるとともに、市民とまちの将来像などを共有し、協働によるまちづくりを推進するため市民にわかりやすい計画づくりに努めます。

(1) 人口構造等の変化に対応するコンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくり

将来的に予想されている人口減少や超高齢社会に伴う人口構造の変化等に対応し、吉川市の価値を高め、持続可能なまちづくりを進めるとともに、誰もが健幸で快適な生活と移動を確保するため、徒歩や公共交通を中心に暮らせるコンパクトシティを基本とし、都市拠点や公共施設等にアクセスする公共交通ネットワークで形成するコンパクト・プラス・ネットワークの視点を踏まえます。

(2) 市の発展を支える産業振興に向けたまちづくり

東埼玉道路の整備や三郷料金所スマートインターチェンジのフル化等に伴う立地条件を活かした農・商・工の一体的な産業を振興し、雇用創出と職住近接などに対応するまちづくりを進めるため、三輪野江地区や西部地域などの市街化調整区域の土地利用のあり方について検討します。

(3) 誰もが安全で快適に移動できる道路網・公共交通の形成

都市拠点や公共施設等の配置を踏まえ、都市拠点等へのアクセスや都市拠点等をネットワークする効率的で快適な道路網を形成するため、既存ストックを有効活用した道路網の見直しを検討します。

また、高齢者や障がい者など誰もが安全で自由に移動することができる次世代モビリティ・システムの構築などの新たな公共交通の形成の視点を踏まえます。

(4) 地球環境に配慮したまちづくり

地球温暖化対策や持続可能な循環型社会の形成などに対応するため、再生可能エネルギーの活用や建築物の低炭素化などによる低炭素まちづくりの視点を踏まえます。

(5) 激甚化する災害への対応

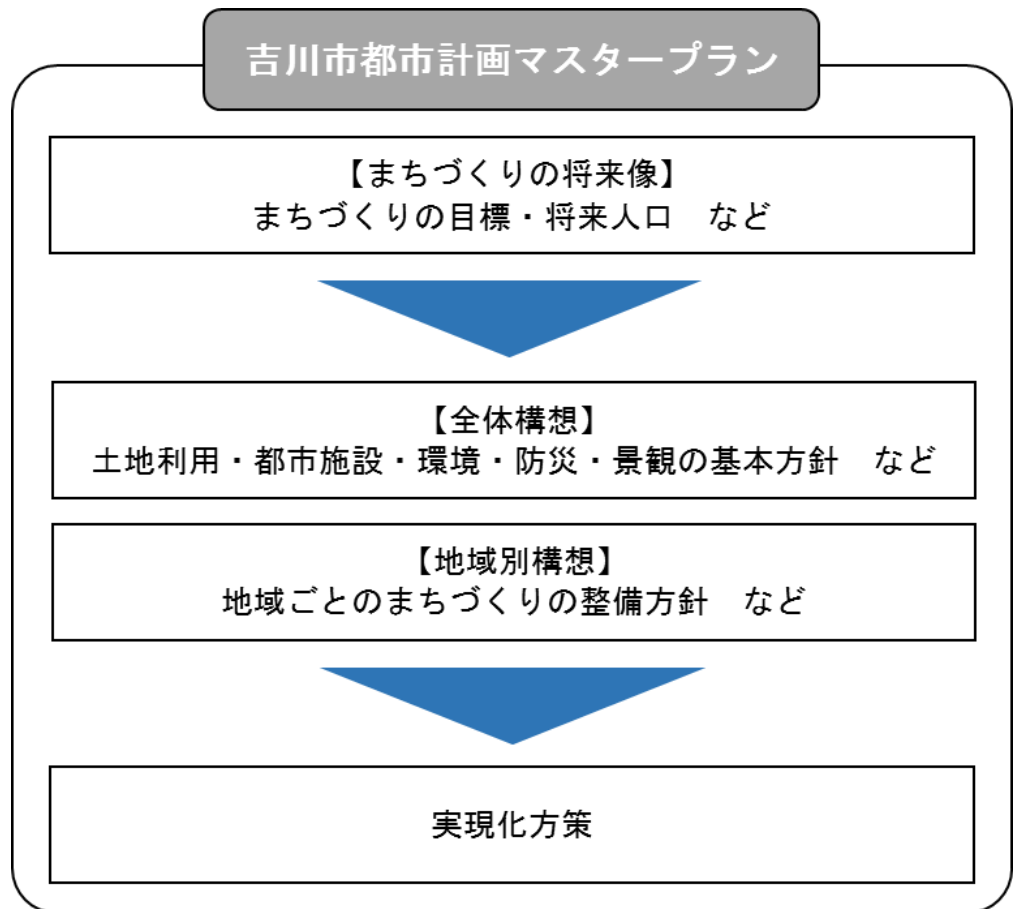
近年、激甚化している風水害や切迫する巨大地震に対応するため、治水対策や災害時に重要な道路などのインフラの機能強化等とともに、復興まちづくりの事前準備対策などの国土強靱化の視点を踏まえます。

4 構成と期間

(1) 構成

まちづくりの目標などを定める「まちづくりの将来像」と、土地利用や都市施設等の基本方針などを定める「全体構想」、地域ごとのまちづくりの整備方針などを定める「地域別構想」、将来像などの実現に向けた、計画の推進などの方策を定める「実現化方策」で構成します。

<構成図>



(2) 計画期間

本計画における目標年次は、20年後の2041年度（令和23年度）とします。
なお、見直しについては、社会経済情勢の変化等を踏まえて柔軟に対応します。

5 改定体制

第6次吉川市総合振興計画の策定と連携・協力体制のもと、改定業務を進めます。

(1) 都市計画審議会

マスタープランは、市が定める都市計画のよりどころとなる計画であることから、都市計画に関する事項について調査審議等を行う都市計画法第77条の2の規定に基づき設置する市の附属機関で、公正かつ専門的な第三者機関である吉川市都市計画審議会に諮問します。

(2) 市民・地域・団体等（主な市民参画）

① 市民意向調査

現行のマスタープラン策定時の市民等の意向の変化や、将来の市のまちづくりに対し、幅広い年代層からの意向等を把握・分析するため、18歳以上の市民1,500人と、市内の中学校と高校の在生徒を対象として意向調査を実施します。

② パブリック・コメント [吉川市市民参画条例第6条第1項第2号]

原案等に対して、市民から書面などにより広く意見を求めるため、パブリック・コメントを実施します。

③ 市民説明会 [吉川市市民参画条例第6条第1項第3号]

原案に対して、市民と広く意見交換などを行うため、市民説明会を実施します。

④ 地域ヒアリング（市長キャラバン等） [吉川市市民参画条例第6条第1項第4号]

地域住民等と直接対話し、意見や提案などを求めるとともに多様なニーズを把握するため、地域ヒアリングを実施します。

⑤ 市民ワークショップ [吉川市市民参画条例第6条第1項第5号]

市民と市、市民同士が相互に議論することにより、様々な視点からの意見や提案などを求めるとともに多様なニーズを把握するため、ワークショップを実施します。

⑥ 広聴事業

「市民の声」や「市長とランチミーティング」などの広聴事業による意見や提案などについても改定案への反映に努めます。

(3) 情報提供

マスタープランの改定を進めるにあたっては、多くの市民の関心を高め、幅広い市民参画を図るため、改定過程や原案などを広報紙や市ホームページなどを活用し、情報提供に努めます。

(4) 庁内改定体制

① 庁内策定会議

市長、副市長、教育長、参与、部長級職員で構成する庁内策定会議を設置します。
 庁内策定会議では、マスタープランの改定案等の最終検討、調整を行います。

② 庁内調整会議

副部長級、課長級職員で構成する庁内調整会議を設置します。
 庁内調整会議では、庁内策定会議に諮るマスタープランの改定案等の検討、調整を行います。

③ 都市計画マスタープラン専門部会

課長補佐級・係長級職員で構成する専門部会を設置します。
 専門部会では、課題整理や現行マスタープランの評価・検証、庁内調整会議に諮るマスタープランの改定案等の検討、調整を行います。

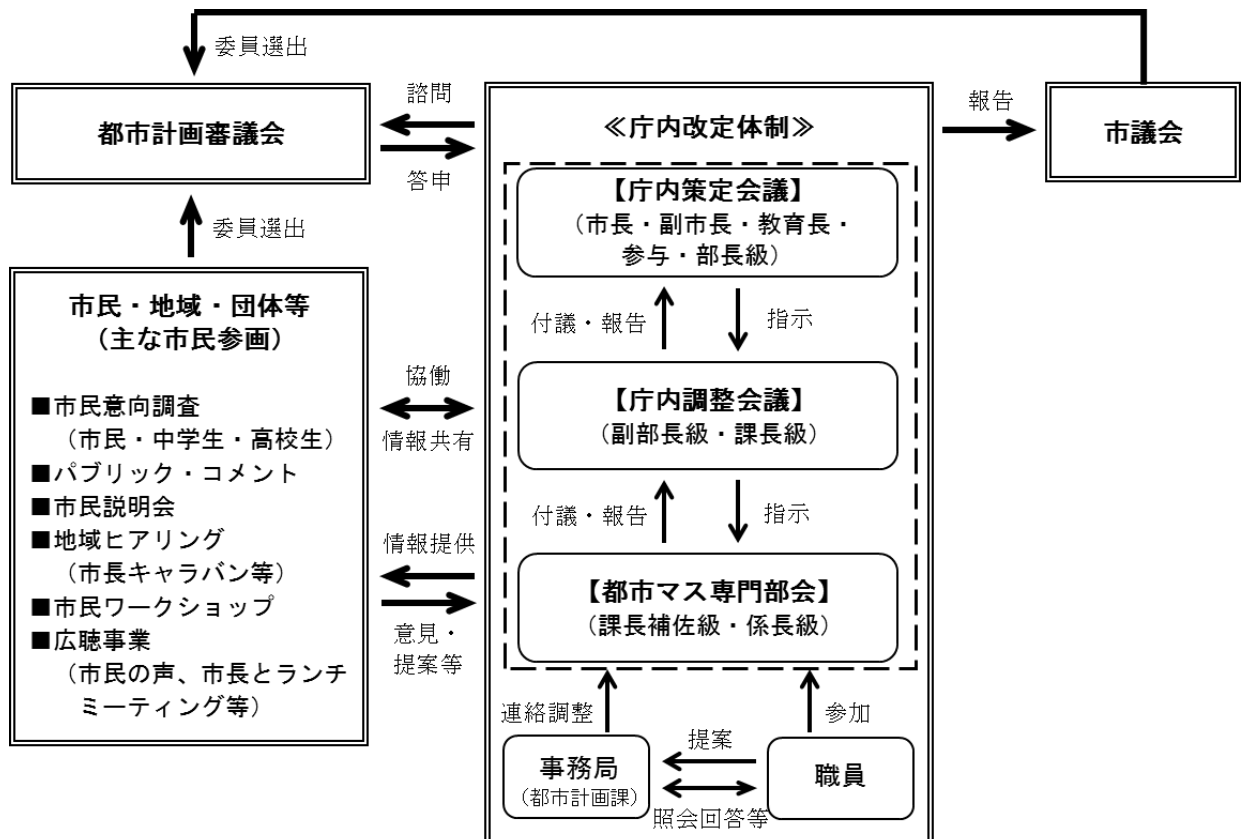
④ 職員提案

マスタープランの改定にあたっては、職員からも提案募集を行います。

⑤ 事務局

都市整備部都市計画課都市計画係とします。

<改定体制図（予定）>



6 スケジュール（予定）

時期（目安）		主な改定業務	主な取組内容
令和元年度	1月～		<ul style="list-style-type: none"> ○改定方針の策定 ○改定業務の事前準備
令和2年度	4月～	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 現状把握、課題分析、 社会経済情勢の整理、 市民意向の把握 等 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内改定体制の構築 ○都市計画審議会の開催（報告） ○市民意向調査の実施 （市民・高校生・中学生） ○地域ヒアリングの実施 ○市民ワークショップの実施
	9月～	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 全体構想 (原案)の検討 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ↓ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 地域別構想 (原案)の検討 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ↓ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 計画原案の作成 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内策定会議 ・庁内調整会議 ・都市マス専門部会
令和3年度	4月～	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 計画原案の意見募集 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ↓ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 計画案の作成 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画審議会の開催（諮問） ○市民説明会の開催 ○パブリック・コメントの実施 ○庁内会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内策定会議 ・庁内調整会議 ・都市マス専門部会
	9月～	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 計画案の意見募集 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ↓ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 計画案の修正検討 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画審議会の開催（調査審議） ○パブリック・コメントの実施 ○庁内会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内策定会議 ・庁内調整会議 ・都市マス専門部会
	11月～	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 計画案の答申 </div>	○都市計画審議会の開催（答申）
	1月～	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 計画案の修正検討 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ↓ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 計画の改定 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内策定会議
	3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 計画の公表 </div>	